

鳥取市教育委員会告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

鳥取市教育委員会
教育長 河井 登志夫

- 1 委託した歳入の名称
鳥取市総合教育センター体育館使用料
- 2 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 徴収業者
鳥取市商栄町405番地1 富士総合警備保障株式会社